

# 市民意見公募手続（パブリック・コメント）ってなあに？

「パブリックコメント？」初めて耳にする言葉かもしれませんが、市では「パブリックコメント」という市民意見公募手続を平成18年から導入しています。

これは一定の政策の決定を行う際、広く市民の意見を募集し、寄せられた意見を考慮して政策を決定する制度です。この制度を導入することで、市民が市の政策を決定する過程に参加する機会を増やし、公正で開かれた市政を推進することができるのです。

Q & Aで制度を紹介します。

## Q

パブリック・コメント手続って、どのような制度ですか？

連の手続のことを「パブリック・コメント手続」と言います。

## A

パブリック・コメント手続とは、市民の皆さんの生活に広く影響を与える計画や条例などを策定・変更するときに、その内容を案の段階で皆さんにお知らせし、意見や提案などを広く市民の皆さんから募集するというものです。

そして、皆さんからいただいた意見をもとに必要に応じて案を修正し、最終的な意思決定を行います。また、寄せられた意見を集約し、市の考え方とあわせて公表します。これら一



# 市役所を進化させるために 行財政改革大綱を策定していきます

## 行財政改革大綱とは

行財政改革とは国や地方自治体が行う改革の一つです。行政内部のやり方を変え、効率性を向上させ、経費節減を行います。そして市民の皆さんにとって必要な行政サービスの提供を目指します。

福津市行財政改革大綱は、改革・改善の根本となる内容をあらわし、市の現状や、今後の予測などをまとめています。さらに行財政改革を推進していくための具体的な取り組み項目と、その目標を示しています。

## 第二次行財政改革大綱の策定

生産年齢人口の減少、超高齢社会の到来といった状況を迎えています。また財源や人員が限られる中で、必要な市民サービスを提供し、かつ安定した行政経営を続けていく必要が

あります。そのためには、市職員が受け身で改革をやらされるのではなく、一人一人が自分自身の意思を持って

改革・改善に取り組み、学習していくことが重要です。それが、めまぐるしく変わる環境、社会情勢の中にあっても、常に市役所を進化させ、市民の皆さんと地域にしっかりと根ざして、より良い地域づくりを実現することにつながると考えます。

そこで、健全な行財政を維持するために、第一次行財政改革大綱の成果と反省点を踏まえ、引き続き平成24年度から向こう5年間、市職員が一丸となって行政経営の効率化に取り組んでいくために「第二次行財政改革大綱」と「第二次行財政改革大綱実施計画」の策定作業を進めています。

大綱と実施計画を策定するに当たり、市民の皆さんのご意見をお聞かせください。



## Q

なぜこのような制度ができたのですか？

## A

地方分権が進む中、これからは、市独自の行政運営が必要となつていきます。

市の権限が拡大する反面、今まで以上に責任ある自治体でなければなりません。

こうしたことから、市の意思決定過程の公正の確保と透明性の向上を図るため、これまでも増して、市民の皆さんの意向を反映した住民参加による市政運営が必要になったのです。

そのため、市では、福津市市民意見公募手続実施要綱を設けました。市民の皆さんと共に、より良いものをつくっていくことが、この制度の大きな役割なのです。



## Q

どのようなものに意見ができるのですか？

## A

どのようなものでも意見できるというわけではありません。

意見などを募集する対象は、次の通りです。

- ①市の基本的な制度を定める条例や市民の皆さんに義務を課したり、権利を制限する条例
- ②総合計画などの市の基本的な計画
- ③主要な施設の建設に係る基本計画

## 皆さんの意見をお待ちしています

市民意見公募（パブリック・コメント）手続の要領



### ◆意見募集の対象となる計画

- 「第2次福津市行財政改革大綱」(案)
- 「第2次福津市行財政改革大綱実施計画」(案)

### ◆意見募集(素案の公開)期間

6月6日(水)～7月5日(木) ※郵便の場合は消印有効

### ◆意見を提出できる人

市在住、在勤、在学している人や団体など

### ◆素案の閲覧方法と場所

下記の閲覧場所(7カ所)に素案の概要をまとめた資料と提出箱を配置しています。また、市公式ホームページ(<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>)や担当課でもご覧いただけます。

### ◆閲覧場所

市役所福間庁舎、市役所津屋崎庁舎、カメラアホール、ふくとぴあ、市中央公民館、宮司コミュニティセンター、市立図書館

※施設によって閲覧時間、開館時間、休館日が異なりますのでご注意ください。

### ◆意見提出の方法

意見は必ず紙に書く(書式は自由)か、メールなどの記録に残る方法で、住所と氏名(団体の場合は団体名と代表者名)を明記して提出してください。なお、ホームページには意見提出用の様式を用意していますので利用ください。

### ◆持参

市広報秘書課(福間庁舎)もしくは、市行政経営企画課(福間庁舎)

### ◆郵送

〒811-3293 (住所不要)福津市広報秘書課 FAX 43・3168 メール info@city.fukutsu.lg.jp

### ◆問い合わせ

手続のことは、市広報秘書課(福間庁舎) ☎ 43・8113  
計画(案)の内容は、行政経営企画課(福間庁舎) ☎ 43・8121